二、一七七一、一七七二、一七七三の一、一七七四の一、一七七四の二、一七七五から一七七八まで、一七七九の一、一七八一、一七八三、一七八五、一七九九、一八〇五、一八〇六、一八一一、一八一二、一八一四から一八二〇まで、一八二六から一八三二まで、一八三三の一、一八三三の二、一八三四から一八三六まで、一八三七の一、一八三七の二、一八三八から一八四一まで、一八四五から一八四七まで、一八四九から一八五七まで、一八五九の一、一八五九の二、一八六〇、一八六一の一、一八六一の二、一八六二から一八六四まで、一八六五の一、一八六五の二、一八六六から一八六八まで、一八七〇から一八七三まで、四九七〇、四九七七の一、四九七七の二、四九九〇の一、四九九一から四九九七まで、四九九九、五〇〇〇、五〇〇一の一、五〇〇一の二、五〇〇四から五〇〇六まで、五〇〇七の一、五〇〇七の二、五〇〇九から五〇一一まで、五〇一二の一、五〇一二の二、五〇一三、五〇一四、五〇一六の二、五〇一六の五から五〇一六の七まで、五〇一六の一〇、五〇一七から五〇二一まで、五〇二二の一、五〇二三の一、五〇二三の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市長井字ヤカサワ二五七九の九、二五七九の一〇、字長久保二五八一の二から二五八一の一〇まで、二五八一の一二から二五八一の二二まで、二五八一の二四から二五八一の二七まで、二五八一の三四、二五八一の三五、二五八一の三八から二五八一の四二まで、二五八三の一から二五八三の三五まで、二五八三の三八から二五八三の四三まで、二五八三の五一、字タキ二五八四の三四から二五八四の三六まで、二五八四の四三から二五八四の四六まで、二五八四の五七から二五八四の六七まで、二五八四の六九、字牛久保二五八九の一から二五八九の一四まで、二五八九の一八、字弓張三〇〇一、三〇〇二の二、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第二八地割一六の二から一六の四まで、一六の七、一六の八、一六の一七、一六の一一八、一六の一二一、一六の一二二、一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

第二八地割一六の二から一六の四まで・一六の一二一・一六の一二二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市舎利蔵一八七二、字大久保一二二一の一、一二三三の二、一二四七、一二五三の一、一二五三の二、一二五三の二、一二五二の二、一二一九の一・一二四五の一・一二四六の一・一二五六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字船ヶ谷一八七三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一八七二、字大久保一二二一の一、一二三三の二、一二四七、一二五三の一、一二五三の二、一二一九の一・一二四五の一・一二四六の一・一二五六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字船ヶ谷一八七三の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字ワタウチ一〇二二三の一、一〇二九一の一、矢部村矢部字倉ノ迫二八六五、二八六六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ワタウチ一〇二二三の一・一〇二九一の一・字倉ノ迫二八六六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字香園一二三の五・一二三の七・三八八の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九四、九五、三八八の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字香園九四・九五・三八八の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二三の五、一二三の七、三八八の二一